

にししん新フリーローン「融気百倍」

令和 5年 7月 3日現在

商品名	にししん新フリーローン「融気百倍」
1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・ 申込時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢満81歳未満の方 ・ 安定継続した収入のある方 (年金受給者、専業主婦、パート・アルバイトの方も可) ・ (株)オリエントコーポレーションの保証を受けられる方
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由 ・ 事業性資金、旧債返済資金も対象となります。
3. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上500万円以内(1万円単位) (ただし、専業主婦、パート・アルバイトの方は30万円以内とします。)
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 年3.5%、6.5%、9.0%、12.5%、14.5%のいずれか (保証料を含みます。) ※ 保証会社の審査により適用される利率が決まります。 ・ 延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等分割返済とします。 ・ 申込金額の50%以内の元金について6ヶ月毎のボーナス併用返済ができます。 ・ 返済日は任意の指定日とします。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保は不要です。 ・ 保証人は原則不要です。 ただし、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要です。
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社オリエントコーポレーション 保証料はご融資利率に含まれています。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証(取得していない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか) ※ 健康保険証の場合は、住民票抄本や公共料金の領収書等、本人確認のための追加的書類が必要となります。 ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ※ パスポートは住所記入欄(所持人記入欄)のあるものに限ります。 ・ 年収確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 融資金額が300万円以下の場合 原則不要(ただし、保証会社が条件とした場合は必要となります。) ② 融資金額が300万円超の場合 (ア) 給与所得者: 源泉徴収票、給与証明書、所得証明書のいずれか (イ) 個人事業主: 納税証明書その2および確定申告書 ・ 資金用途確認書類 原則不要(ただし、保証会社が条件とした場合は必要となります。)

11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3, 300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫